

短期入所生活介護事業運営規程

社会福祉法人 三峰福社会

短期入所生活介護事業所黎明館運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三峰福祉会が経営する短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員などの従業者（以下「職員」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護またははに対し、適切な短期入所生活介護サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事などの介護その他必要な日常生活の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、その他の居宅サービス事業者、または保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 短期入所生活介護事業所黎明館
- (2) 所在地 熊本県熊本市北区植木町豊田187番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所勤務する職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人
生活相談員は、介護サービス計画書に基づき、利用者の機能訓練及びその者が快適に日常生活を営む事ができるよう利用者またはその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助などの生活相談を行う。
- (3) 介護職員及び看護職員 利用者3人に対し1人以上
介護職員及び看護職員は、短期入所生活介護（以下「サービス」という。）の提供にあたりるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講ずる。
- (4) 医師 1人
医師は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のために適切な措置を講じる。
- (5) 機能訓練指導員 1人
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 介護支援専門員
利用者の介護支援に関する業務（短期入所サービス計画）に従事する

(利用定員)

第5条 本事業の定員は10名とする。

(サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時はその1割又は2割、3割の額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事などの介護
 - (2) その他日常生活上の世話
 - (3) 相談・援助などの生活相談、指導
 - (4) 機能訓練
- 2 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 前号に掲げるもののほか、日常生活上においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。 実費
 - (2) 送迎費
医療機関などへの送迎が必要となった場合 1 kmにつき10円
 - (3) 複写物の交付 1枚につき10円
 - (4) 居住費及び食費
 1. 食費 別紙利用料金表のとおり
 2. 居住費 別紙利用料金表のとおり
 - (5) 食費、居住費については、利用者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の認定を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。
- 3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、熊本市北区植木町・玉名市・山鹿市・和木町・玉東町の区域とする。

それ以外の地域については、随時対応できる場合に限り対応していく。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第8条 利用者は、サービスの提供を受けるに際し、次の事項について留意するものとする。

- (1) 宗教や信教の相違等で他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵す事。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他の利用者に迷惑を及ぼす事。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いる事。
- (4) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出す事。

(緊急時における対応)

第9条 職員は、サービスの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、事業者と家族または本人と話し合いの席を設け、損害賠償または必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、非常災害に関する具体的(火災、風水害、地震など)計画(消防計画)を作成し、防火管理者又は火気・消防などについての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年

2回、定期的に避難、救出訓練を行う。

(職員研修)

第11条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また事業体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 月1回程度

(秘密保持)

第12条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人三峰福祉会と事業所の管理者が協議して定める。

(記録の保存)

第14条 事業所は利用者に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(苦情受付等に関して)

第15条 事業所における苦情受付体制については、下記のとおりとする。

苦情受付窓口連絡先：短期入所生活介護事業所 黎明館

苦情受付連絡先：(096)272-5055

苦情受付担当者：相談員

苦情受付責任者：管理者

苦情受付第三者委員：1～2名

苦情解決までの流れ及び期間について

苦情解決までの流れについては、受付、聞き取り、確認、報告、解決等の流れに沿って随時必要な対応を図る。

また、解決までの期間については、可能な限り早期の解決を図るが解決が困難であると早期に判断できる場合には、関係機関と連携しつつ苦情解決にあたる。

- ・熊本市介護保険課介護事業指導室
- ・国民健康団体連合会介護保険課
- ・熊本県福祉サービス運営適正化委員会

(虐待の防止について)

第16条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次にあげるとおり、必要な措置を講じます。

また、虐待と疑われる事案及び虐待と認められる事案が発生した場合には、速やかに関係行政機関へ報告するものとする。

- ・熊本市介護保険課介護事業指導室

(衛生管理等)

第17条 事業所は、設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、必要な物品の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じる。
 1. 感染症の予防及び蔓延防止のために必要な対策等を検討する委員の定期開催。(特養と併用)
 2. 感染症の予防及び蔓延防止のために必要な指針やマニュアルの作成(特養と併用)
 3. 感染症に関する研修及び訓練の定期開催。

【 附 則 】

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

短期入所生活介護サービス利用料金表

運営規程別紙
令和6年8月1日より

① 介護保険給付対象分 (従来型個室) I

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
603円	672円	745円	815円	884円

(多床室) II (空床利用型)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
603円	672円	745円	815円	884円

② 加算分

加算名	単価	
送迎加算 (片道)	184円	往復で368円となります。
療養食加算 (1食あたり)	6円	医師の食事箋があり、対象となった方のみです。
夜勤職員配置加算 (I)	13円	国が定める基準にて職員配置を行う場合の加算です。
介護職員処遇改善加算 (II)	13.60%	所定単位数の13.6%で算定します。
サービス提供体制強化加算 (III)	6円	職員の勤続年数3年以上の者が30/100
緊急短期入所受入加算	90円	緊急に短期入所サービスを提供した場合に算定します。

③ 介護保険給付対象外分

	食費	居住費	
		従来型個室	多床室
基準費用額	1,445円	1,231円	915円
第1段階	300円	380円	0円
第2段階	600円	480円	430円
第3段階 (1)	1,000円	880円	430円
第3段階 (2)	1,300円	880円	430円